

高健国第303号
令和2年5月18日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

高槻市国民健康保険課長

新型コロナウイルス感染症の影響で保険料及び一部負担金が
払えなくなった場合に対する対応についての緊急要望書（回答）

新緑の候、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
また、平素は本市の国民健康保険事業にご理解、ご協力いただきありがとうございます。
さて、令和2年4月20日付でいただきました標記の件につきまして、別紙のとおり回
答いたします。

高槻市健康福祉部国民健康保険課
担当 野谷
〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号
電話 072-674-7072
Fax 072-674-7779
E-mail kokuho-82@city.takatsuki.osaka.jp

回 答 書

【緊急要望事項】

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者への傷病手当金給付の条例化を急ぐとともに、対象を被用者以外にも広げ、内容を住民に周知し、手続きも簡易にし感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

(回答)

令和2年4月24日付で傷病手当金の支給に係る高槻市国民健康保険条例の一部改正を行いました。

対象者につきましては、国通知および健康保険法に準じ、高槻市国民健康保険に加入する被用者としております。また、新型コロナウイルス感染症関連の支援施策一覧に掲載するとともに、ホームページ等で周知し、申請書は郵送でも受け付けております。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対しての保険料減免を直ちに行えるように条例整備するとともに、納付書発送時に周知し申請書も同封し、感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

(回答)

新型コロナウイルスの影響による国民健康保険料の減免については、国の財政支援基準を踏まえて本市でも実施するよう準備を進めております。なお、実施にあたっては、ホームページ等を通じて周知を図るとともに、郵送での申請ができるようにする予定としています。

- ③ 納付困難な保険料については納付の猶予・換価の猶予を周知し、滞納処分の停止を行うこと。

(回答)

収入の減少等により保険料の納付が困難となった世帯については、丁寧な納付相談を行うとともに、納付の猶予や分割納付や滞納処分の執行停止などのそれぞれの世帯の事情を踏まえた対応を行っています。

- ④ 違法な滞納処分は直ちに中止し、財産を奪い生活を困窮させる事態を作らないこと。

(回答)

滞納処分については、再三にわたる催告や文書通知に対しても納付がなく、連絡もいただけない場合などに資産調査を実施した上で、関係法令に基づき実施しております。

- ⑤ ②の保険料減免の対象者は、一部負担金減免も同時に使えるようにすると同時に、周知徹底し、手続きも簡易にし窓口に行かなくても申請できるようにすること。

(回答)

一部負担金の減免の対象者は、新型コロナウイルスにかかる保険料減免とは異なりますが、ホームページ等で周知するとともに、申請書は郵送でも受け付けております。